

日本建築学会農村計画委員会  
減災計画小委員会  
(2025・6・10)

# 災害時におけるボランティア活動

～“ボランティア元年”がもたらした意義～

被災地NGO協働センター  
顧問 村井雅清  
CODE海外災害援助  
市民センター・理事

## 社協が把握する2021年のボランティア活動者数は634万人

ボランティア活動者数調査から（全社協 全国ボランティア・市民活動振興センター）

全社協 全国ボランティア・市民活動振興センターが実施している「ボランティア活動者数調査」の2021年の調査結果がまとめ、全国の都道府県・指定都市、市区町村社協が把握するボランティア数は2021年4月1日現在で6,342,193人となりました。

この調査は1980年からほぼ毎年行っており、「社協が把握している」という条件のもとですが、全国のボランティア活動者数を把握する唯一の調査となっています。

詳細は以下のホームページをご覧ください。

### 「地域福祉・ボランティア情報ネットワーク」

<https://www.zcwvc.net/volunteer/reference/>

「トップページ」→「ボランティア・市民活動の推進」→

「社会福祉協議会のボランティア・市民活動に関するデータ・歴史・資料」

ボランティア活動者数の推移

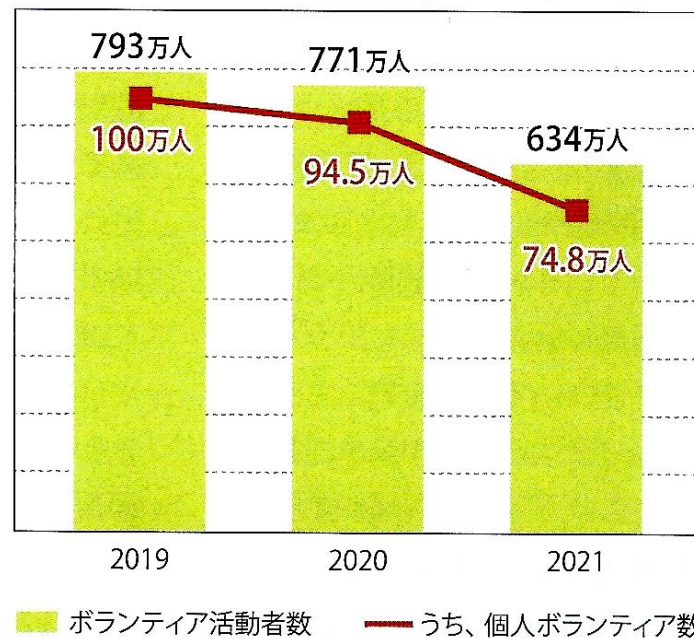
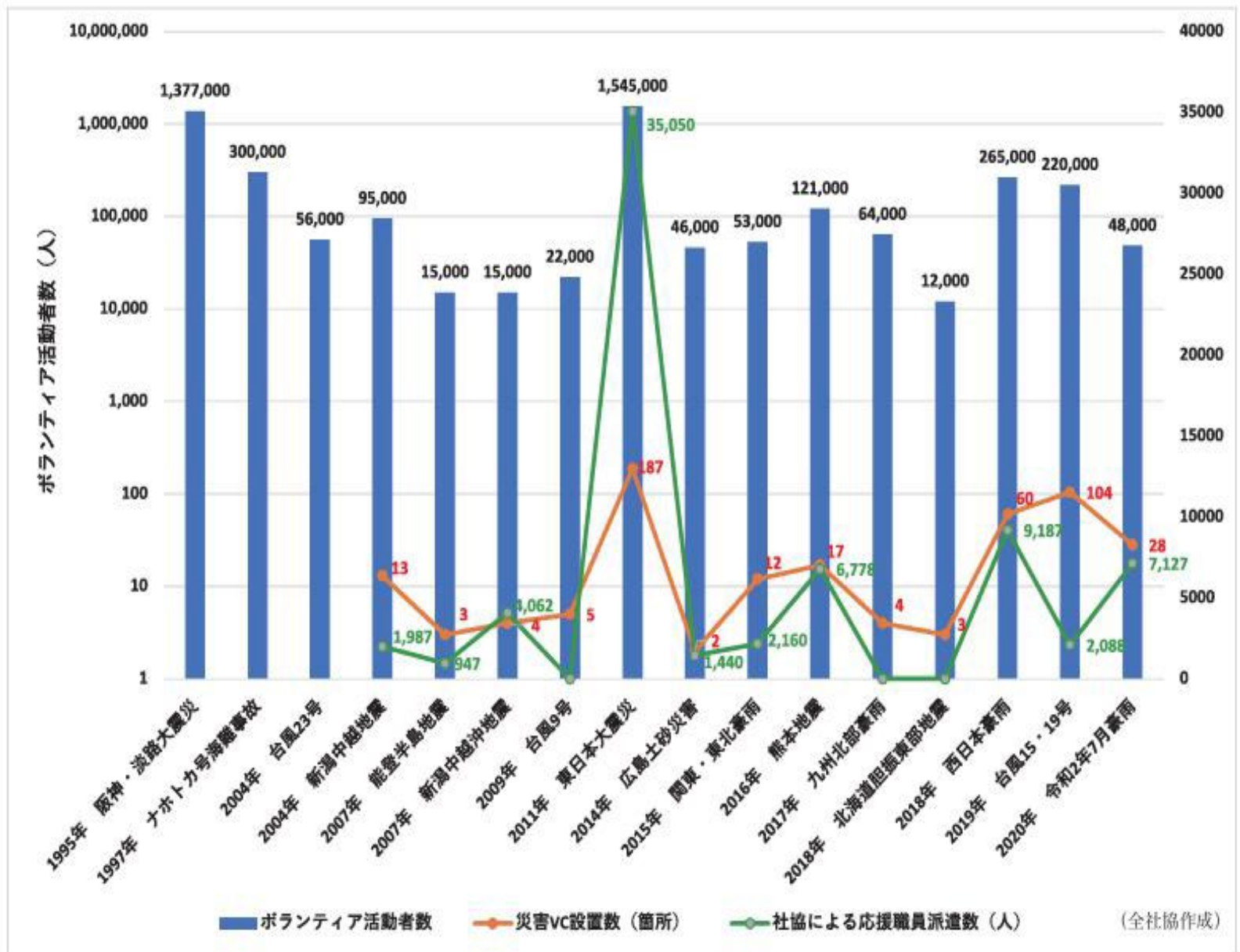


図1 主な災害におけるボランティア活動人数と災害 VC の設置数、社協の応援職員派遣数



＊ 阪神・淡路大震災

137・7万人

＊ ナホトカ号海難事故

30万人

＊ 東日本大震災

154・5万人

＊ 熊本地震

12・1万人

＊ 西日本豪雨

26・5万人

＊ 台風15号、19号

22・0万人

＊ 能登半島地震

16・0万人

● 兵庫県佐用町水害

(2009) 人口2万人の

街に、16,000人のボランティアが駆け付けた。

近年の主な災害と災害ボランティア活動者数、災害ボランティアセンター設置数、社会福祉協議会による応援職員派遣数の状況

年 月	主な災害	災害ボランティア活動者数
1995 (平成 7) 年 1 月	阪神淡路大震災 (M7.3) (死者 6,434 人)	約 137.7 万人
1997 (平成 9) 年	ナホトカ号海難事故	約 30 万人
2000 (平成 12) 年 10 月	鳥取県西部地震 (M7.3)	約 4,927 人
2004 (平成 16) 年 10 月	新潟県中越地震 (M6.8) (死者 68 人)	約 9.5 万人
2007 (平成 19) 年 3 月	能登半島地震	約 1.5 万人
2007 (平成 19) 年 7 月	新潟県中越沖地震 (M6.8) (死者 15 人)	約 1.5 万人
2009 (平成 21) 年 9 月	台風第 9 号	約 2.2 万人
2011 (平成 23) 年 3 月	東日本大震災 (M9.0) (死者 1 万 5,899 人、行方不明者 2,525 人)	約 154.5 万人
2014 (平成 26) 年 8 月	広島豪雨災害	約 4.6 万人
2015 (平成 27) 年	台風第 18 号 (関東・東北豪雨)	約 5.3 万人
2016 (平成 28) 年 4 月	熊本地震 (M7.3) (死者 273 人)	約 12.1 万人
2016 (平成 28) 年 8 月	台風 10 号	約 1.7 万人
2016 (平成 28) 年 10 月	鳥取県中部地震 (M6.6)	約 0.4 万人
2017 (平成 29) 年	九州北部豪雨 (死者 40 人)	約 6.4 万人
2018 (平成 30) 年 6 月	大阪府北部地震 (M6.1) (死者 6 人)	約 5 千人
2018 (平成 30) 年 7 月	西日本豪雨 (死者 263 人)	約 26.5 万人
2018 (平成 30) 年 9 月	北海道胆振地方東部地震 (M6.7) (死者 43 人)	約 1.2 万人
2019 (令和元) 年 9 月	台風 15 号 (死者 9 人) 台風 19 号 (死者 105 人)	約 22.0 万人
2020 (令和 2) 年 7 月	令和 2 年 7 月豪雨 (死者 84 人)	約 4.8 万人
2021 (令和 3) 年 8 月	令和 3 年 8 月 11 日からの大雨	約 0.4 万人

注) 人数は集計時期により発表人数と異なることがある

<災害から地域の人々を守るために> (全社協)  
—災害福祉支援活動の強化に向けた報告書—  
(2022年3月31日発表)

2、歴史から災害福祉支援活動を考える

(3) ボランティア活動等の近年の動き

○2004年新潟県中越地震

災害ボランティア活動支援プロジェクト会議設立  
(通称「支援P」)

○JVOAD (全国災害ボランティア支援団体ネットワーク：設立 2017年2月8日、**前年が熊本地震**)

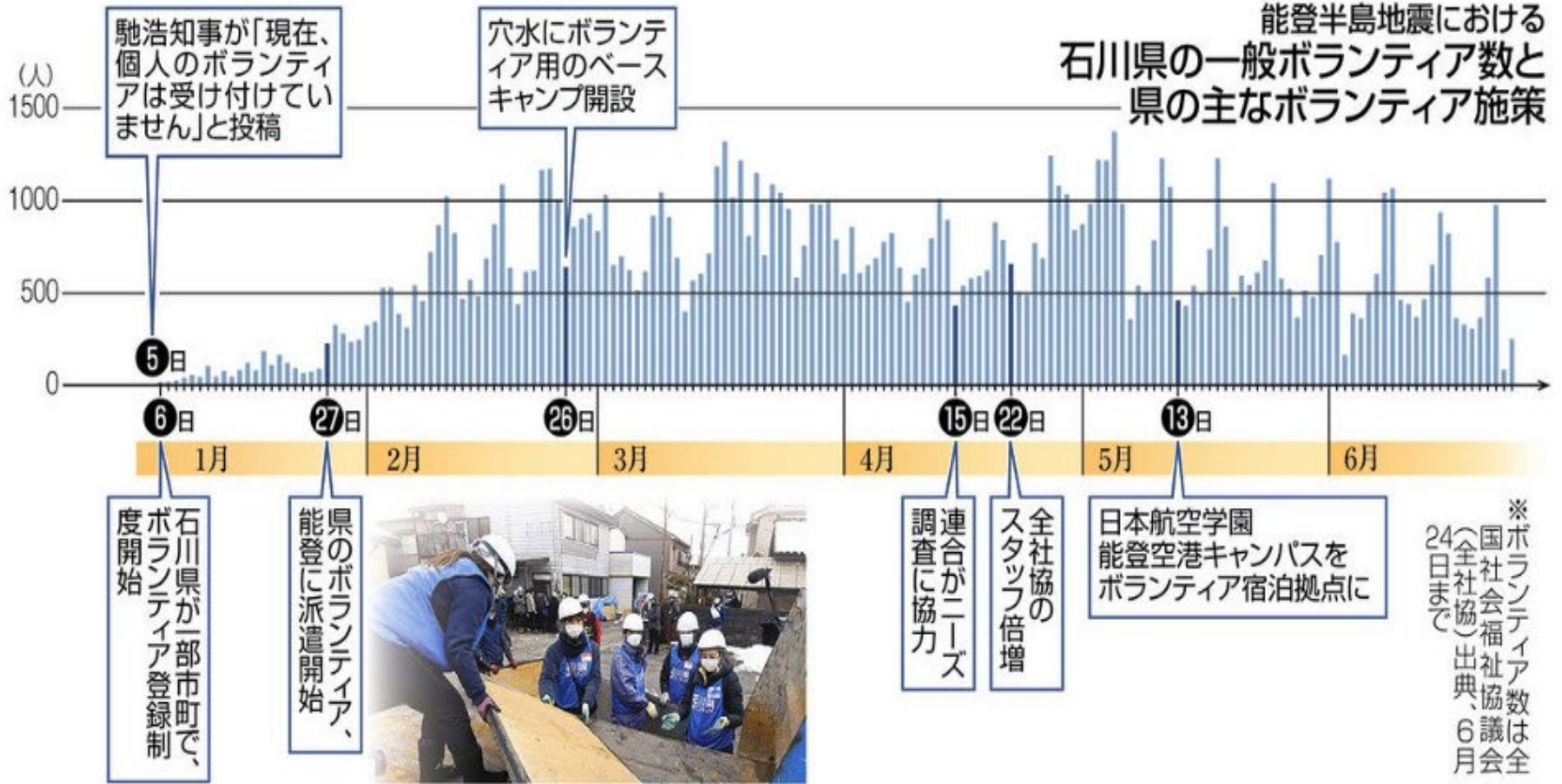
\*2016年熊本地震で、県庁に支援者を集め、現場の状況などの共有と今後の支援策についての議論を行った。これを“火の国会議”と称し、内閣府からも注目され、以後の災害時も同じスタイルの情報共有の場を持った。

「民間のボランティア、個人的なです、能登への通行をやめてください」。石川県の馳浩知事がこう述べたのは、2024年元日の能登半島地震から4日後だった。認定NPO法人「全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）」の栗田伸之代表理事は、この発言を会議室の外で聞くしかなかった。自治体と支援団体の間に入って調整する「災害中間支援組織」の役割を果たせるのに災害対策本部会議に参加させてもらえなかったからだ。

（毎日新聞 2025・1・17）

石川県知事は、JVOADに相談なく、ボランティア自粛論を発表した。6月1日に公布となった「災害対策基本法」で、JVOADは、「災害中間支援組織」として期待されている。

# 能登半島地震における 石川県の一般ボランティア数と 県の主なボランティア施策



(↑登録制度は阪神・淡路で破綻している。) (中日新聞 2025・7・9)

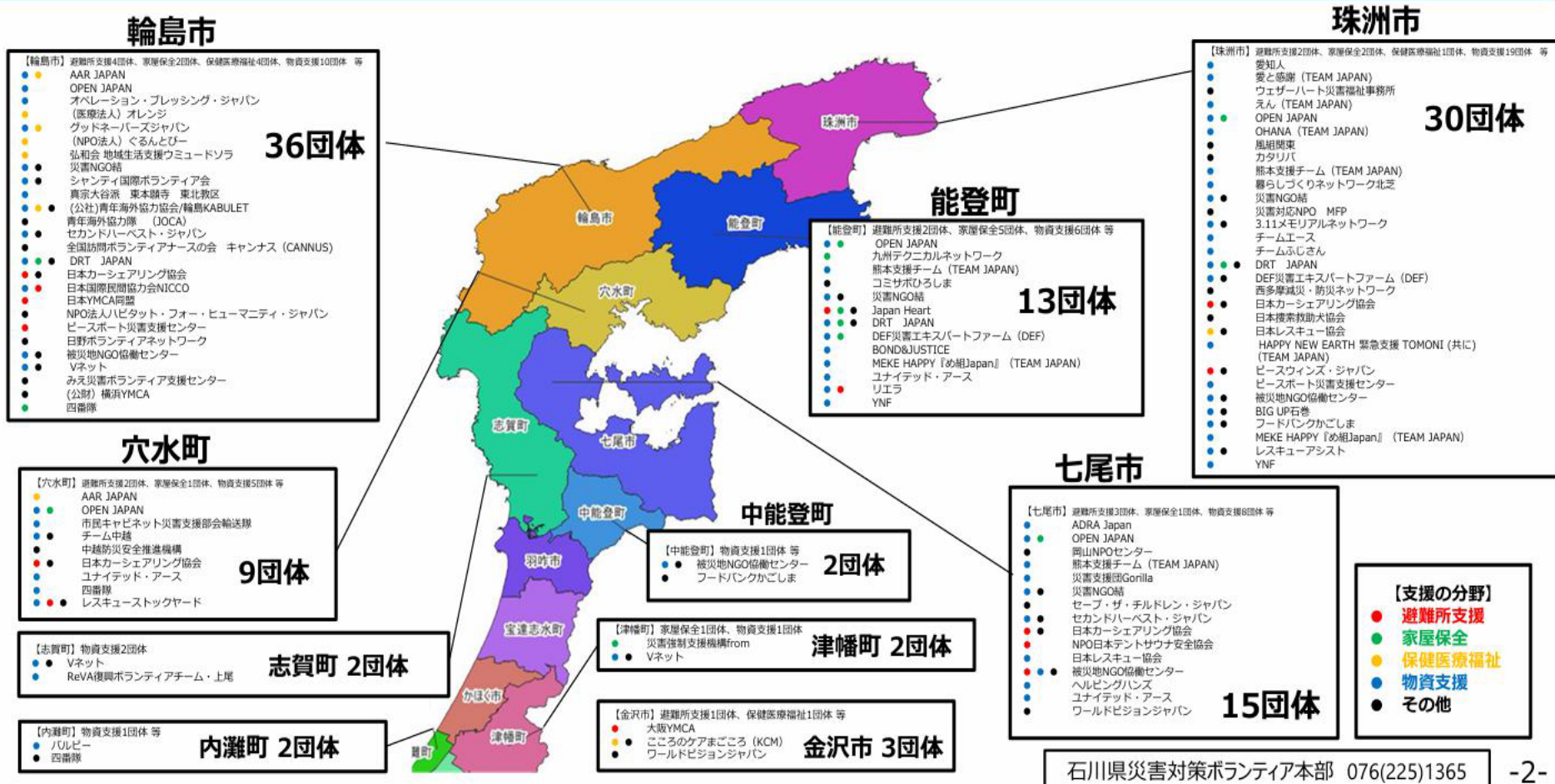
**\* ボランティア 16万7764人 (2024年12月末時点)**

**\* 農林水産業ボランティア 2655人 (2024年12月末時点)**

# 災害ボランティアについて



## 各地域での専門ボランティアの活動状況 (114団体)



(2024年2月14日石川県知事が発表したボランティアの活動状況)



# 阪神・淡路大震災(1995)から30年 ボランティア元年

日本全国から最大で1日20,000人のボランティアが駆けつけたその数は、1年間で延べ 約1,380,000人にのぼった。

- ( \* 1,380,000人という数字は、未だに塗り替えられていない。
- ( \* 1923年の関東大震災がボランティア元年では?という指摘もある。セツルメント運動がボランティアの原点)
- ( \* 現コープこうべを立ちあげた賀川豊彦は、1909年神戸市葺合区(現中央区)で、セツルメント運動を始める。



## セツルメント運動

日本でも、1897年に片山潜が東京神田に作ったキングスレー館のようなセツルメント運動が興っている。

セツルメント運動とは、知識人（法律や援助技術などの専門知識を持つ者）や学生がスラム（貧困地区）に住み込んで、子どもたちのへの教育をはじめ、人間的交流を通して地域の人たちの生活改善に働きかけ、さまざまな社会改良運動を行うこと。このセツルメント運動に関連した文章の中で、はじめて“ボランティア”という言葉が使われた。1950年後半からは、全国に社会福祉協議会が設立された。

◎1887年、イギリスから入ってきたこのセツルメント運動が、ボランティアの起源

一年間で137万7000人が集まった。

# ボランティア 7割「初めて」

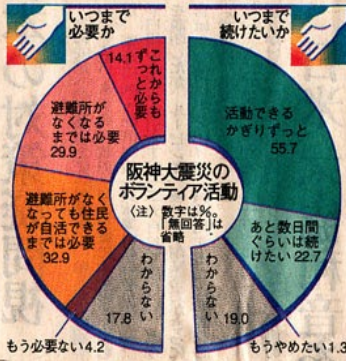
阪神大震災 本社、700人意識調査

## 「活動続けたい」8割も

朝日 4/17(1995)



調査方法 3月18日から23日まで、被害の大きかった神戸市の東灘、灘、中央、兵庫、長田、須磨各区と、尼崎、西宮、芦屋、宝塚各市、淡路島の七波町の避難所などで活動するボランティアを対象にした。調査員が個別に面接し、709人から回答を得た。



ボランティアの内訳は、いと違って、四百四十九人。男性が約六割で、女性は約四割。年齢は二十〜二十四歳が三割を超え、平均すると二十六・三歳になった。職業別では、学生が六割近く、会社員と有職者は三割。全体の六・九％は、自宅が全壊・半壊しており、避難生活を送りながら活動を続けた。

阪神大震災以前のボランティア経験と聞くと、「参加したことはない」が六六・六％を占めた。動機を一番多かったのは、「活動をすることで何か役に立ちたい」と思っている人が八割を超えていた。

「活動期間が、ずっと継続して欲しい」と答えた人は、約四割を超えていた。その中でも、「活動期間が、ずっと継続して欲しい」と答えた人は、約四割を超えていた。その中でも、「活動期間が、ずっと継続して欲しい」と答えた人は、約四割を超えていた。

阪神大震災(兵庫県南部地震)で活動するボランティアの実態を探るため、朝日新聞社は三月中旬から下旬にかけて、神戸市などの被災地で働くボランティアを対象に個別に面接する方式で意識調査をした。七百九人から回答を得た。その結果、七割近い人が初めてボランティアを経験し、活動をさらに続けたいと答えている人は八割にのぼることがわかった。今回の震災をきっかけに数多くの「新人」が活動を始め、今後も積極的な活動を希望していることから、「ボランティア元年」「ボランティア革命」と評価する関係者の声で、数字で裏付けられた形だ。

(9面)「質問と回答」(15面に詳報)

今回のボランティア活動をいつまで続けたいかについては、「活動できる限りずっと」が半数を超え、「あと数日間だけ続けたい」と答える人が約八割にのぼった。阪神大震災に限らない今後のボランティア活動については、七割が「したい」と積極的に答えている。「これは」「はい」「いいえ」が六割を超え、複雑な心境をのぞかせている。

今回のボランティア活動はいつまで必要かを聞くと、「避難所がなくなると必要」と考えている人が三三・九％、「もう必要ない」は四・二％。しかし、ボランティア活動は被災者の自立を助けていると思うか」という問いには、「助けていると思う」が約三割だったのに対し、「助けていないか妨げているのか」とどちらとも一概に「いいえ」が六割を超え、複雑な心境をのぞかせている。

今回のボランティア活動はいつまで必要かを聞くと、「避難所がなくなると必要」と考えている人が三三・九％、「もう必要ない」は四・二％。しかし、ボランティア活動は被災者の自立を助けていると思うか」という問いには、「助けていると思う」が約三割だったのに対し、「助けていないか妨げているのか」とどちらとも一概に「いいえ」が六割を超え、複雑な心境をのぞかせている。

二ヶ月で100万人を超えた。

(1995.4.17朝日新聞)

- ◎ 100万人の内、初心者が60%~70%も占めた。
- 何もできないかもしれないけど、何かはできるんじゃないか？

○何もできないかも知れないからこそ、何でもできるのでは？

## 阪神・淡路大震災当時

神戸大学名誉教授の精神科医、

中井久夫さんは

「とっさの知恵を働かせ、今この状況で何ができるかを考え、臨機応変に対応した**無名の人々**がいる」「有効なことをなしたたのは、すべて、その時点で最良と思う行動を自己の責任で行った者であった。指示を待った者は何事もなしえなかった」

災害がほんとうに襲った時―

『阪神・淡路大震災50日間の記録』

(みすず書房、2011年)

「存在してくれ、その場において  
くれることがボランティアの第一の  
意義」

阪神のときに中井久夫が繰り返し言  
い続けた支援者の精神は、確かに後  
進に受け継がれていた。

心のケアー阪神淡路大震災から東北へ』加藤  
寛十最相葉月、講談社現代新書 一巻末ルポ  
（27pより）

ボランティアによる多彩な活動が、被災者にとっても**豊かな人間関係をつくる。**

- ・ 介護、看護、病院送迎、心のケアー
- ・ 引っ越し手伝い、イベント紹介
- ・ 何でも相談、お茶会、話し相手（足湯ボランティア）
- ・ 入浴サービス、家事手伝い、買い物代行、バザー
- ・ 学習サポート、子どものサポート、託児代行、
- ・ DV被災者支援
- ・ 避難所やテント生活のサポート、洗濯ボラ
- ・ **炊き出し（鍋釜作戦）**
- ・ 個別のニーズ対応（アトピー食、糖尿病食）
- ・ 大工ボランティア、避難所から地域再建（魚崎地区）
- ・ 自然環境保護運動、ペット救済活動
- ・ **読経ボランティア**
- ・ 災害時最優先配慮者のサポート



2024年能登半島「やさしや足湯隊」発足(登録しているのは現在約300名)、現在 第31次派遣まで終わっている。なお、この足湯ボランティア活動は、30年前の阪神・淡路大震災が最初。



輪島市西保地区上大沢の集会所で足湯を。昨年の9月の豪雨災害までは、ここで寝泊まりをされていた方も数名いた。（今年の5月26日に電気が回復した。）







1998年～生きがい・仕事づくりとして始める。  
この写真は東日本大震災後の写真。



## ■陸前高田の仮設住宅で

### ボランティアでもできる心のケア



「仮設に入って落ち着いた頃、ボランティアの方々が県外などからも来て、がんばっているのに、自分は歴史も財産も失ったというむなしさで「うつ」になっていました。でも**私でも何か役に立つことがないのか？**昔人形を作っていたなつかしさで、このぞうさんを教わりました。今はぞうさんを作ることが、自分も生きようという心をかきたててくれ、**支援の一助になれば**と少しは役に立つように思わせてくれました。まけないぞう、がんばるぞうさんありがとう。」

避難所でワイワイ言いながら……



←新潟地震（2004）の被災者

私にとってぞうさんは——命の恩人 前にも話しましたが  
避難所でイジメや孤独 人間不信 人ってこんなにも全てを失う  
と驚変するんやなあーって 避難所を出て車で寝泊まりしよう  
としたり 旦那にとめられましたけどね そんな心が病んでる時  
に ぞうさんと知り合って……。

夢中で作ってる間はなんも忘れて少し気が楽になって笑える  
ようになった **いわば私にとって命の恩人です……**

未だにぞうさんは手放せません 私にとって切り離せない  
存在なのでずっと繋がりがあるように  
二度とあんな思いはしたくね～。

(釜石市の仮設から東京の娘さんがいる地域に移る  
視力障害を持つ Sさん)

君がスラムの人たちを前にして考えるべきことは、彼らのニーズは何か、ということではなく、もし彼らが本来の力を発揮する自由を与えられたならばどう行動するかということ、そして君はどのようにしてその自由を拡大できるかということである。

(アマルティア・セン、2002年の世界ハビタットデーのためにUN-HABITATが編集したビデオに収録された発言)

ニーズに対応するだけではなく、被災者が自由になることが大事！！

●初心者ボランティアだからこそ、このような発想ができるのかも……。

# 自立支援とは？

自立支援とは、被災者を孤立させないための人権運動である。その過程の中で求められているのは、未知の救援の文化創造である。従って、支援に当たっては被災者が主役、ボランティアは脇役であることを忘れてはならない。

(1995年11月1日、阪神大震災地元NGO救援連絡会議、仮設支援連絡会  
第1回「寺子屋」 故 秦 洋一・朝日新聞論説委員)

「ボランティア元年」といわれたが、それは数の問題ではない。7割が初心者ボランティアで、当時の危機を救ったのは、彼ら彼女ら勇気と自主性だった。真に被災者のためにできることは、水や食料の提供だけではない。当時は被災者がいかにして自立するかが考えられた。元気な方には器具を貸し、調理を委ねるという「鍋釜作戦」はその表れだ。さまざまな発想で支援するというのが初心者ボランティアの強みだった。結果として行政による隙間を埋めた。これこそが「ボランティア元年」のゆえんだ。

（神戸大・本紙提携 「神戸地域講座」から  
神戸新聞、2014・8・1付けより）

1995.9.11 防災問題懇談会提言  
・防災ボランティアの重要性と普及運動の必要性

1995.12.8 災害対策基本法の改正  
・「ボランティアによる防災活動の環境の整備に関する事項」の実施に努める（第8条13）

●2013年 改正災害対策基本法

●2025年 改正災害対策基本法  
(2025年6月公布)



## (2) ボランティア等民間協力の活用と支援

国民の中には、自らの地域を守ることはもとより、ボランティアとして被災者を支援するなどの自発的行動をとるといふ積極的な意識が広まりつつある。今回の震災でも明らかのように、ボランティアは被災者の援助に大きく貢献するものであるが、それをさらに活かすため、自主活動を損なわない形で側面的にボランティアに対する支援を充実させることが望ましい。行政においては、技能等を有するボランティアやリーダーの登録制度を始め、ボランティア団体に対する法人格の付与、経済的基盤の確立のための支援策等について検討するとともに、リーダーの育成を図り、また、災害時には特に行政面で手薄になっている分野をボランティアに周知して、行政がボランティアと協力して被災者への効果的な援助に当たれるよう務めるべきである。(防災問題懇談会提言 1995年9月11日)

# 災害対策基本法の改正案の閣議決定(新設) 基本理念

(国及び地方公共団体とボランティアとの連携)  
第五条の三 国及び地方公共団体は、ボランティアによる防災活動が災害(新設)時において果たす役割の重要性に鑑み、その自主性を尊重しつつ、**ボランティアとの連携に努めなければならない。**  
(2013年改正)

11/3/19 32P

聞く

津波でいとも簡単に家々が流され、車がのみこまれていく。自然の恐ろしさを身にしみて感じた。自治体職員も多

くが被災し、行政だけでは救援、復興はできない。今こそ民間の力が要だ。

発生から4日後、全国の災害救援ボランティア約50団体が東京に集まり、情報交換した。阪神大震災の時とは2週間後。△ボランティア元年▽と

村井 雅清  
被災地NGO  
協働センター代表



支援 十人十色のやり方で

言われた16年前から民間の災害救援活動は熟成している。

一方、今回は広範囲にわたる壊滅的な被害で、食料やカソリンなどあらゆる物資が不足し、現地は混乱している。だから、「まだ被災地に行かないで」という声は大きい。

そうかもしれないが、被災地は支援を求めている。孤立した避難所があるかもしれない。歩いて探し出さなくては

ならない。これを実践できるのがボランティアの強みだ。

行政は「鳥の目」で広く見るが、民間人は最前線の現場を「虫の目」で細かく見て、被災者の生の声を聞き、寄り添わなくてはならない。被災者より多い数のボランティア

がないと、復興は見えない。阪神の時は約40万人だったが、現状では足りない。一人でも多くに「行こう」と言

いたい。助け合う時だ。阪神の時、「被災現場には行けないが、活動拠点の掃除を手伝いたい」と申し出てき

た人がいた。後方支援や募金、復興段階での応援……。被災地に行くだけではない、十人十色の役割がある。一人ひとりの経験、環境に応じた行動を取ってほしい。

ただ、今は被災者に迷惑をかけず、寝る場所、食料、燃料を確保し、命を守る「自己完結の人」しか行ってはならない。福島第一原発の放射能漏れもあり、軽々に現地入りを呼びかけられないのが、もどかしい。復興への道のりは長い。一番大切なのは忘れないうこと。被災地を支えるため、「見守っている」というメッセージをずっと送り続けよう。

（聞き手 神戸総局・斎藤七

（読売新聞2011.3.19）

「まだ被災地に行かないで」という声は大きい。そうかもしれないが、被災地は支援を求めている。孤立した避難所があるかもしれない。歩いて探し出さなくてはならない。これを実践できるのがボランティアの強みだ。」

—1月中旬、石川県知事が

「ボランティア、控えて！」と発表。

30年間、災害のたびに「ボランティア控

えな！」という言われ続けてきた。

# 地震直後の情報発信に課題

## 県の初動対応検証委

石川県は28日、能登半島地震の初動対応などを検証する委員会を開き、発生直後の情報発信の課題と改善策を示した。県や馳浩知事のX(旧ツイッター)の公式アカウントから「能登への不要不急の移動は控えてください」と呼びかけたことについて、県側は「能登に來ないで」との誤解が長期間拡散されたこと振り返った。

県側は人命救助や物資輸送に向かう緊急車両を優先させるために発信したメッセージだったと説明。だが誤解が広がったことにより、ボランティアの受け入れに影響したとの声が寄せられたという。中塚健也戦略広報監は「こういう状況になったら(被災地に)來られる、といった変化の見通しも併せてメッセージを出すことで変えられるの

## 「能登に來ないで」誤解の拡散長期化

では」と改善策を示した。また県側は災害広報に関して具体的な業務の流れや状況に合った発信などの規定が存在しなかったことを明らかにした。県は今後の災害時に活用するため災害広報のマニュアルやノウハウをまとめる方針を示した。

委員長の宮島昌克・金沢大名誉教授は「交流サイト(SNS)に1度発信してしまうと、その情報がずっと残ってしまう。もう少ししきめ細かな情報にする必要がある」と指摘。マニュアルの整備には「SNSの利用方法は今後変わる。1度作ったから終わりではなく、状況を見て改善することが重要」と述べた。委員会では検証結果の最終報告書案が委員に示され、おおむね了承された。県は今回の会合で出した意見を踏まえ、夏ごろに報告書をまとめ、地域防災計画への反映を目指す。(広田和也)

県や馳知事のX(旧ツイッター)の公式アカウントから「能登への不要不急の移動は控えてください」と呼びかけたことについて、県側は「能登に來ないで」との誤解が長期間拡散されたと振り返った。

# 災害対策基本法改定案

(2025年2月に閣議決定)

## <概要>

(3) ・避難所の運営支援。炊き出し、被災家屋の片づけ等の被災者援護に協力  
NPO／ボランティア団体等について、  
**国の登録制度を創設**  
する

・国は、必要な場合、**登録団体に協力を求めることができる。**国民のボランティア活動の参加を促進。

(**\*被災者援護協力団体**)

## 第五節

### 登録被災者援護協力団体

（登録被災者援護協力団体の都道府県知事等による救助への協力）

#### 第三十三條の三

登録被災者援護協力団体は、災害救助法第八條第二項の規定により都道府県知事等から**協力命令**が発せられたときは、同法による救助に関する業務に**協力しな**ければ**なら**ない。

**改正災害対策基本法**  
 ボランティア団体の事前登録制度を創設  
 発生から復興まで国の対応の司令塔となる「防災監」を新設  
 在宅や車中泊の避難者を国費で支援できることと明確化  
 在留外国人の年一回公表を自治体義務付け

能登半島地震では、駆け付けた団体の得意分野などの情報をなく、何を依頼す

能登半島地震では、駆け付けた団体の得意分野などの物資が不足する避難所があ

この日の会議に出席した石破茂首相は「規制改革は人口減少などの課題を乗り

自然災害で家屋が損壊した場合の公費解体制度にも

ボランティアとして被災地支援に当たる団体の事前登録制度を盛り込んだ改正災害対策基本法などが28日、参院本会議で賛成多数により可決、成立した。能登半島地震など過去の災害

の教訓から、ボランティア団体が自治体と連携し、円滑に活動を始められる環境を整える。発生から復興までの対応の司令塔となる事務次官級の「防災監」を内閣府に新設するなど、南海トラフ巨大地震や首都直下地震を見据え、体制を強化する。

このほか、災害救助法が定める救助の種類に「福祉サービスの提供を追加。近年は避難所に行かず、在宅や車中泊で対応する避難者が目立ち、こうした人も国費で支援できる救助の対象であることを明確化する。

政府の規制改革推進会議は28日、規制緩和策の答申をまとめた。医療分野の人手不足対応として、オンラインを活用した宿直医師の病院掛け持ちの検討を提案した。南海トラフ巨大地震からの迅速な復旧を念頭に

越えるため極めて重要な取り組みだ」と語った。病院は夜間の宿直医師の配置を義務付けられているが、確保に困って昼間の体制を縮小する施設もあるという。答申では、患者の状態把握や看護師への指示はオンラインで可能とし、1人で複数の病院を掛け持ちできないか検討を求めた。手術などの緊急対応は近隣病院との協力を想定する。

# ボランティアを事前登録 改正法成立 防災時、円滑支援促す

べきか悩んだ自治体があった。過去にも、団体の実績が分からずに、被災者情報の共有を自治体がためらったり、活動着手まで時間がかかったりする例が発生した。

北陸中日

# 今回の改正は国の登録化により被災地支援を担う団体を「公助」に近い存在に捉える意味を持つ。

## 災害基本法が改正

能登半島地震の教訓を基にした改正災害対策基本法が今国会で成立した。主な改正点の一つは、被災地支援に努める災害NPOなどの団体を事前に登録する制度を設けることである。活

動実績などをデータベース化し、被災した自治体の速やかな受け入れと効果的な支援につなげる狙いがある。

今やボランティアは災害復旧、復興の担い手として欠かせない存在となった。一方、インフラ設備

に壊滅的な被害がでた能登半島地震では、その投入の仕方や調整の難しさが顕著に現れた。行政管理の下、各地から申し出が増えるほど待機者が増え、善意が生かされない状況にもどかしさが募った。事前登録制度があれば、支援団体の専門性や得意分野が分かり、被災自治体側は受け入れの判断がしやすくなり、状況に応じた投入順や配置が可能になろう。支援ニーズは避難所運営や救援物資の配布、がれき除去など多岐にわたる。時間の経過とともに変わっていく。受け手と支援者を有効に組み合わせることができる登録リストのメリットは大きい。

策定する詳細な制度設計は民間の力を十分に生かす仕組みにしてもらいたい。個人でも数々の現場経験を持ち、頼りになるボランティアの達人がいる。国による登録

被災地支援を担う団体を「公助」に近い存在に捉える意味を持つ。より円滑にボランティア団体の意欲や能力が発揮できるように制度を充実させていくことが必要だ。

## 民間の力生かす仕組みに

2025.5.30

野田佳彦代表も備蓄米を安く売ることを「バナナのたき売り」に例えたが、一般競争入札では店頭に並ぶまで時間がかかり、価格も下がらない。

備蓄米を早く安く出すために、異例の政治決断を下したことをあらためて評価したい。

政府はボランティア団体の登録とは別に、トイレや調理などの機能を備える災害対応車両の事前登録も始める。これらデータを参考に自治体は防災計画や受け入れ体制の見直しにも取り組むみたい。

は国民の財産だ。少しでも高く売らないといけない」と、随意契約での販売方法に疑問を呈した。

「備蓄米の在庫がなくなったらどうするのか」との指摘に対しては、「備蓄米はいざという時のためにある。今がいざという時だ」と述べた。この認識は正しい。

の可否がNPOの線引きにならないかという声があり、こうした懸念に対する配慮も求められる。登録外でも支援活動が妨げられないようにしなければならない。

## こころのケアセンター事始め

兵庫県精神保健協会こころのケアセンター担当理事  
神戸大学医学部精神神経科教授 中井久夫

これは、日本の災害において初めて大量に投入されたボランティアの活動を引き継ぐものだという設立の由来を考えた。しかし、約40名の人数でボランティアの役割を肩代わりできるものではない。そこで、センター独自の役割を模索した結果、「行政とボランティアとの谷間を埋める」という定義を考えだした。

（こころのケアセンター活動報告書

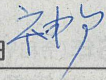
平成7年度 「手さぐりの1年」）



男性 123人、女性 132人  
(70代以上が90%以上を占めた)

<遺族の同意を得た場合のみー115人>

- ・「地震のショック、余震への恐怖による肉体的・精神的負担」 **77・4%**  
(複数回答)
- ・「電気、水道などの途絶による肉体的・精神的負担」 **46・1%**
- ・避難所の環境が影響したのは **23・2%**
- ・既往症の悪化は **31・3%**



# 能登地震 関連死6割超に

## 372人 心身負担、広域避難も影響か

主な地震の災害関連死と全体の死者	災害関連死	死者数	死者に占める関連死の割合
阪神・淡路大震災(1995年)	921人	6434人	14%
新潟県中越地震(2004年)	52	68	76
東日本大震災(2011年)	3808	19708	19
熊本地震(2016年)	223	278	80
北海道地震(2018年)	3	44	7
能登半島地震(2024年)	372	600	62

※死者40人以上、能登半島地震は今年6月1日時点

能登半島地震の関連死は今年1月28日時点で287人だったが、3月末に石川

昨年1月に発生した能登半島地震で、過酷な避難生活などによって亡くなる「災害関連死」が増え続け、地震の死者全体に占める割合が6割を超えた。心身の負担や既往症の悪化などが原因で、避難生活や大規模に実施された広域避難の影響もあらとみられる。専門家は今後の災害に備え、詳細な実態調査と結果の公表を求める。

(杉山雅崇)

県で新たに13人が追加された。この時点で建物倒壊などによる直接死が228人、関連死が342人となり、全体の死者に占める関連死の割合は6割に達した。発生1年5カ月となる6月1日時点では、死者600人のうち関連死は372人となっている。

関連死の概念は1995年の阪神・淡路大震災で生まれ、その後発生した40人以上が死亡した地震では、死者全体の80%を占めた熊本地震(2016年)、76%となった新潟県中越地震(04年)に次ぐ割合の高さとなった。

能登で被害が甚大だった石川県の輪島市や珠洲市、

県で新たに5市町では関連死の認定審査待ちが少なくとも200件以上(今年4月末時点)あり、今後増加する可能性が高い。

能登では阪神・淡路当時と比べ、避難所環境が大きく改善していないという指摘が相次いだ。金沢市などへの大規模な広域避難も実施され、高齢者や持病のある住民の負担につながった可能性もある。

石川県は昨年末、12月13日までに関連死と認定された255人の情報を公表。男性123人、女性132人で70代以上が90%以上を占めた。原因は遺族の同意を得た場合のみとし、公表は半数以下の115人にと

どまった。「地震のショック、余震への恐怖による肉体的・精神的負担」が77・4%(複数回答)で最も多く、「電気、水道などの途絶による肉体的・精神的負担」(46・1%)が続いた。避難所の環境が影響したのは32・2%、既往症の悪化は31・3%だった。

熊本地震では、熊本県が教訓を生かしてからおうと、発生1年4カ月後から独自調査を実施。関連死とされた全員の年齢や死亡時の生活状況などを全て公表した。能登半島地震でも同様の対応を求める声はあり、被災者支援に詳しい兵庫県立大学の阪本真由美教授「防災危機管理」は「今後の災害に備えて対策を検討するため、国や石川県が調査して死因や年齢層などを全面公表することが必要」などと指摘する。

(神戸新聞 2025・6・3)

ボランティアは被災地の最前線にいて、被災者が何に困っていて、何に悩んでいるのかなどを把握している。ボランティアは、被災者の代弁をしていると言えぬ。

被災者―ボランティア―専門

家―行政（地方自治体）―政府

とボトムアップで解決策を見出すことに工夫をすれば、「誰ひとり取り残されない」復興につながる。

## 補完性の原理（原本直訳）

個々の人間が自らの努力と創意によって成し遂げられることを、彼らから奪い取って共同体に委託することが許されないと同様に、より小さく、より下位の諸共同体が実施、遂行できることを、より大きい、より高次の社会に委譲するのは不正である。

・ ・ ・ ・ ・

社会のあらゆる活動は、その動機と本性のゆえに社会の成員たちに補助を提供せねば成らず、彼らを破壊し、吸収するようなことは決してあってはならない。

（1931年ローマ法王ピオ 11 世の「社会回勅」）

○ローマ法王レオ13世が社会回勅『レールム・ノヴァルム』(1891年)で、この言葉を使っていませんが、  
－「人間の尊厳」をすべての出発点におき、それを家族と国家が保護しなければならないということが協調されていて、注目されたことに始まります。この原理を調べているうちに、そもそもこの思想のもととはプロテスタントのカルヴァン派の拠点であったエムデンで活躍した政治学者アルトジウスであることがわかりました（1500年代に活躍）。彼は「補完性の原理が問うているのは、個人の権利と自由を尊重しなければならないからこそ、諸処のコミュニティにおける表れを重視する必要がある」と言っています。（関谷昇・千葉大学、『現代思想 特集 自治の思想』2024vol.52-17より）

## ボランテティア元年の意義とは

ボランテティア活動が自ら発見し開拓した現代ならではの意味とは、制度  
化の発達によって硬直化した社会の仕  
組み（特に行政のしくみ）の「隙間」を  
行動によって埋めたり縫合したりしつ  
つ、人々と社会に「新しい価値観」の共  
有を呼びかけ、社会の仕組みの解体・  
再構築をはかろうとするところにあ  
る。その意味での「ボランテティア元年」  
だったのだ。新しい市民社会の構築の  
哲学が、そこにはある。

柳田邦男「想定外」の罫 大震災と原発』

（文藝春秋、2011・9・15）

第一刷発行）

不幸のどん底にありながら、人は困っている人に手を差し伸べる。人々は喜々として自分のやれることに精を出す。見ず知らずの人間に食事や寝場所を与える。知らぬ間に話し合いのフォーラムができる……。

なぜその“楽園”が日常に活かされることはないのか？

『災害ユートピア』レベッカ・ソルニットから引用

震災レジェンドが語る

「阪神・淡路大震災30年」 # 1

<https://www.youtube.com/watch?v=jsyhLtO0egM&t=389s>

(関西学院災害復興制度研究所

公式YouTubeチャンネル)